第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

「互いに学び、見守り、つなぐ 安全・安心なまちづくり」 ~消費者市民社会の構築をめざして~

様々な場面で消費者教育に触れることができるよう取り組むことで、市民一人ひとりがお互い に学びながら、互いに見守り支え合い、人と人、まちと人、そして今と未来をつないでいき、持 続可能な、より良い豊かで安心・安全なまちづくりを進めることを目指します。

2 基本施策

消費者教育における課題として設定した3つの柱を基に、次の点を考慮しながら施策を進めていきます。

○ライフステージや特性・場にあった体系的、効果的な推進

消費者教育は、それぞれの成長段階や属する場の特性に合わせた取組を続けることが効果的と考えます。「消費者教育の体系イメージマップ」を活用し、段階的、体系的な取組となるよう考慮しながら進めていきます。

○様々な主体の連携と協働による推進

消費者教育には様々な主体があり、それぞれ消費生活における課題・問題を把握し、 自主的に取組を行っています。こうした取組を広く市民全体に広げるために、主体同 士の連携した取組や、多くの市民が参画する協働の取組となるよう考慮しながら進め ていきます。

○持続的な取組に向けた担い手(人材)の育成・活用の推進

消費者教育の推進のためには、様々な主体が担い手として取り組むことが必要です。 また、持続的な取組とするためには新たな担い手の育成が必要です。学びのニーズに 合わせた担い手の活用を図りながら、新たな人材の発掘や担い手の育成について考慮 しながら進めていきます。

(1)「消費者教育」、「消費者市民社会」の意義の周知

「消費者教育の体系イメージマップ」を活用し、様々な主体と協力しながら、「消費者教育」、 「消費者市民社会」の意義の周知を図り、消費に関して広く市民が参加する学びの場づくりを 推進します。

■学校教育機関等(保育園、幼稚園、小、中、高等学校)

就学前は保育園、幼稚園等における生活する力をつけるための活動の中で、また小・中・ 高等学校においては文部科学省の定める学習指導要領に基づき、消費者として必要な力をつ けるための教育が実施されています。また、地域や保護者と連携した活動も行われています。 学校や教育委員会など教育機関と協力しながら、幼児期~高校生期における意義の周知と 学びの充実に向けた取組を推進します。

■地域

地域には、自治会、まちづくり協議会、公民館をはじめとして住民が主体となって、地域の課題やまちづくりについて様々な活動を行っている団体、集まりがあります。子ども会や、老人クラブ、いきいきサロンといったそれぞれの年代を中心としたコミュニティの場があります。

また、消費者団体は、消費者に密接に関わり、様々な消費生活における課題・問題に対して自主的に取組を行っています。

こうした地域で活動する団体と協力しながら、各年代に対する団体等の実施する取組を通じて、消費者教育の意義の周知と学びの充実に向けた施策を推進します。

■家庭

家庭は日常の消費活動の場として、様々な問題や課題に向き合う機会が多いことから、身に付けた知識を具体的な体験と結びつけ身に付けることのできる最も身近な場所と考えます。また、家族が日ごろから消費について話し、お互いに見守ることで、消費者トラブルに巻き込まれることを防ぐことにもつながります。

家庭において、日ごろから消費者教育について考える機会が増えるよう、消費者教育の意義の周知と学びの充実に向けた施策を推進します。

■大学、専門学校等

大学や専門学校等では、それまでに身につけた消費者としての知識や体験を基に、自分の 意志で様々な消費活動を選択、実施し始める時期であると考えます。また、学生の専門分野 における調査研究や社会活動を通じて、消費者教育の取組への協力も期待されます。

大学や専門学校等と協力しながら、若者に対して、消費者教育の意義の周知と学びの充実 に向けた施策を推進します。

■事業所、事業所団体

事業所に属する従業者は、収入を得て個人または家庭としての消費活動を支える働き世代であるとともに、商品及びサービスを提供する事業者としての側面を持つことも多く、職域での消費者教育の推進は、消費者市民社会の形成における主体の育成につながるものとして、大きな効果が期待されます。

本市では、事業者等と協力しながら、消費者教育の意義の周知と消費生活や消費問題に関する情報提供し、職域での学びの充実に向けた施策を推進します。

■福祉施設、地域での見守りの場

福祉施設や安否の見守り活動の場は、日ごろから高齢者や障がい者等と密接につながっており、消費生活に関する見守りを通じて、高齢者や障がい者等に対して消費者被害の防止の取組につながる実践の場と考えます。

本市では福祉施設や地域で、高齢者や障がい者等の見守り活動に携わる団体等の協力を得ながら、消費者被害の防止に向けた施策を推進します。

(2)消費者教育の担い手の育成と充実

消費者教育の推進のためには、様々な主体が担い手として取り組むことが必要です。

各主体での消費者教育の担い手育成の取組を支援するとともに、主体間の情報共有及び連携を 進め、持続的な取組に向けた担い手の育成と充実を図ります。

■教育機関関係者

教育機関の教職員や保育士など教育機関関係者は、幼児期~高校生期や成人期(特に若者) における消費者教育推進の担い手として、大きな役割を担っています。

本市では学校や教育委員会など教育機関と協力しながら、より充実した消費者教育に取り組む担い手となるよう、課題やニーズを把握しながら必要な支援策を講じます。

■地域で活動する団体

地域には、自治会、まちづくり協議会、公民館など地域住民が主体となった団体や民生委員や愛の福祉訪問員など地域の見守りを行う方々が、様々な活動を通して地域の実情や課題を把握していることから、こうした方々が地域に応じて必要な消費者教育・啓発を推進する担い手として大きな役割を期待されています。

こうした地域の担い手が、日常の活動において教育・啓発を推進できるよう、地域のニーズに合った担い手育成の出前講座の提供や、他地域での取組の紹介、国や県、市等の専門機関が実施する研修等についての情報提供など、地域の取組に対して支援策を講じます。

■消費者団体・事業者団体

鳥取市消費者団体連絡協議会をはじめとした消費者団体は、様々な消費生活における課題・問題を把握し、それらに対する自主的な取組を通じて、消費者教育推進の担い手として大きな役割を期待されています。

また、事業者団体には、消費者からの意見・要望や、事業者がそれぞれの事業活動で把握する課題・問題について、解決に向けた事業の改善や事業所における研修等などの取組、消費者に対する情報提供を行っていくことが期待されています。

消費者団体や事業者団体がそれぞれの自主的な活動を通じて消費者教育の担い手となるよう、団体や事業所のニーズに合った担い手育成の出前講座の提供、他団体の取組や先進事例の紹介、国や県、市等の専門機関が実施する研修等についての情報提供など、これら団体の取組に対して支援策を講じます。

■高齢者や障がい者等を見守り活動に携わる団体等

地域包括支援センターや障害者地域生活支援センターなどの相談窓口や、社会福祉協議会や手をつなぐ育成会などの福祉団体、高齢者や障がい者等を見守り活動に携わる団体等は、日ごろから高齢者や障がい者等と密接にかかわることから、高齢者や障がい者等の消費者被害防止に向けた、啓発・見守りの担い手として大きな役割を期待されています。

こうした高齢者や障がい者等の見守り活動に携わる団体が、日ごろの活動を通じて消費者 教育の担い手となるよう、各団体のニーズに合わせた担い手育成の出前講座の提供や、先進 事例の紹介、国や県、市等の専門機関が実施する研修等について情報提供、見守りネットワ ーク(消費者安全確保地域協議会)を活用した意見交換や情報共有、研修会の実施などの支 援策を講じます。

■その他の消費者教育に関連する機関・団体等

消費者教育の目的として、持続可能な社会の形成を行うことは、より良い豊かなまちづくりに向けた行政の取組と目的を共有するものと考えます。

例えば、食育や地産地消の推進、環境教育や人権教育、国際理解教育など様々な社会的課題に対する取組についても、消費生活と大きな関連があり、そうした取組の場も消費者教育の推進の機会と考えます。

この様な取組を行う機関、団体等がそれぞれの自主的な取組を通じて消費者教育の担い手となるよう、意見交換や情報共有による連携を図りながら、担い手育成の出前講座の提供や、国や県、市等の専門機関が実施する研修等について情報提供をするなど必要な支援策を講じます。

(3)消費生活センターの周知と消費者教育の拠点化に向けた整備

消費者教育は、様々な主体の取組を体系的、効果的に行うことが必要です。様々な主体の連携や担い手の育成・活用の促進するため、消費生活センターは大きな役割を担うことが期待されています。

消費生活センターに配置されている消費生活相談員は、消費生活に関する様々な専門的知識や豊富な経験を持っており、消費者教育における中心的な役割の担い手として期待されています。

今後、更なる消費者教育の拠点化に向け、県及び市関係課との協力体制を強化し、出前講座や 啓発用DVDなどの啓発資料の貸出、イベントの開催などの啓発事業に取り組みます。また、市 職員への消費者教育の意義の周知を図り、市の様々な施策で行われる事業を消費者教育の視点で とらえることにより、相乗効果による推進を図ります。

また、消費者教育に取り組む様々な団体、機関と情報共有を図りながら、消費者教育に関する制度や取組、教材など情報の収集を積極的に行い、様々な主体に対する活動の支援や連携などのコーディネート機能の整備に向けて取り組みます。

(取組については、「第5章 計画の推進体制の構築」の「1 消費者教育推進拠点としての消費生活センターの機能の充実」に表記します。)

3 施策の体系

(基本方針)

「互いに学び、見守り、つなぐ 安全・安心なまちづくり」 ~消費者市民社会の構築をめざして~

(基本施策) (重点施策) 「消費者教育」、「消費者市民社会」の意義の周知 学校教育機関等 1 幼児期から高校 地 域 生期における消費 者教育の推進 家 庭 大学、専門学校等 事業所、事業所団体 福祉施設、地域での見守りの場 2 高齢者・障がい 者等の消費者被害 消費者教育の担い手の育成と充実 を防ぐ見守り体制 の充実 教育機関関係者 地域で活動する団体 消費者団体·事業者団体等 高齢者や障がい者等を見守り活動に携わる団体等 その他の消費者教育に関連する機関・団体等 3 エシカル消費の 意義の普及と推進 消費生活センターの周知と消費者教育の拠点化にむ けた整備